

令和 7 年度

温かな友達関係のための基本的な方針
(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立粕壁小学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	1
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	1
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
(1) いじめの未然防止のための取組	2
(2) いじめの早期発見のための取組	4
(3) いじめに対する早期対応	4
第3 重大事態への対応	
1 重大事態の定義	5
2 重大事態への対応の流れ	6
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	6
【資料1】 いじめの防止のための取組チェックリスト	7
早期発見のための教職員用チェックリスト	7
【資料2】 早期発見のための家庭用チェックリスト	8
児童（生徒）、保護者向けの学校生活アンケート	8

はじめに

全国的に見て、児童のいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い・学び合い・育ち合い・思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「なかよく・かしこく・のびのびと」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

いじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法第13条】

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として、いじめ・虐待対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、原則として校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任等で構成するものとする。

また、委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的

ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ①児童の気持ちを共感的に受け止める。
 - ②居場所をつくる。
 - ③見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ④規準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）
- (イ) 児童が自己肯定感を高めることができるよう指導する。
 - ①分かる楽しさを味わえるようにする
 - ②自分のよさや自分との違いのよさを認める。
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- (ア) 道徳教育推進教師を中心に計画・実施・評価・改善を行い充実を図る。
 - ①教科・領域においても道徳的ねらいを位置づける。
 - ②家庭・地域との連携を図ることで、その充実に努めていく。
- (イ) 「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の教育を進めていく。

ウ 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上

いじめを未然に防ぐことや、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにし、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返り、いじめに対する指導力を向上することができるよう、次の点を踏まえた研修を実施する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。
 - ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

エ いじめに関する相談体制の充実

- (ア) 臨床心理士や学校心理士などの専門家を含む「こころのサポートチーム」や「さわやか相談室」を活用する。
- (イ) 童や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けて研修などを実施する。
- (ウ) スクールソーシャルワーカーの配置を活用し、いじめの背景にある家庭環境などの問題について福祉的支援の技術を基礎に、関係機関との連携や家庭訪問などを実施し、問題解決に向けた支援を行う。

オ 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- (イ) 必要に応じて、市民生活相談課、子育て支援課、教育相談センター、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

カ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 児童のインターネット利用状況のアンケートを実施し、現状を把握する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、情報モラルの徹底を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、ネット利用について啓発資料を配付する。

キ いじめを許さない気運の醸成

「スーパー元気さわやか集会」や人権教育の推進により、いじめを許さない気運の醸成を図る。

- (ア) スーパー元気さわやか集会、なかよし集会への主体的な参加により、友達同士助け合い、いじめをなくそうとする意識を高める。
- (イ) 人権標語、作文、ポスターの作成・発表により、児童の人権意識の醸成を図る。

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 児童及び保護者からの情報収集

- (ア) 学校生活についてのアンケートを実施する
- (イ) 個人面談を実施する
 - ・ アンケートや個別面談の結果を全教職員で共有し、教職員のいじめに対する意識の向上を図るとともに、学校・学級における指導に活用する。
 - ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

イ 「New I's」の活用【資料1, 2】

- (ア) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目がある児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめへの対処

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、その児童の人格の成長を念頭に置いた上で、毅然とした態度で指導する。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ いじめの事実の確認を行った結果については、教育委員会に報告する。
 - ・ いじめを受けた児童または、保護者に対する支援などを行う。
 - ・ いじめを行った児童に対する指導または、その保護者に対する助言等を行う。
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携する。
 - ・ いじめを受けた児童と、いじめを行った児童が、複数校にかかる場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童及びその保護者への支援と助言を行う。
 - ・ はやし立てることや見て見ぬふりをするなど、いじめ行為と同じであることを理解させる。いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。
 - ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないため、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織への情報提供する。

イ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つ要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

（４）学校基本方針の内容の点検と見直し

学校基本方針の実効性を高めるため、学校の実情に即して学校基本方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめの事案で被害児童が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時

点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。

教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

2 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）
- (5) (4)の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (6) (4)の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておく。
- (7) (4)の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供する。
- (8) その他留意事項
ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
イ 「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。
ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、委員会において毎年度、粕壁小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、粕壁小基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料1】いじめの防止のための取組チェックリスト（生徒指導ハンドブックNew I's p16,17）

(2) いじめの取組のチェックポイント

項目	評価
1 いじめの問題の重大性を全校職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。	
2 いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
3 いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然とした強い指導を行っているか。	
4 いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
5 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
6 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に指導する充実した環境を築いているか、特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。	
7 学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
8 道徳や学級活動（ホームルーム）の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
9 学級活動（ホームルーム）や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。	
10 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
11 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
12 いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止（義務教育）や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
13 いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
14 いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
15 部活動（中高生）における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	

-16-

7

16	授業相違を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。	
17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
20	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通して事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じて教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
22	校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談（スクールカウンセラー、相談員等）の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
25	児童生徒等の個人情報取扱について、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。	
26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	
27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を高めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通して、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	



-17-

早期発見のための教職員用チェックリスト（生徒指導ハンドブックNew I's p12,13）

いじめ発見のチェックポイント

観察の視点		あてはまる 子の名前
朝の会	☐ 担任が来るまで廊下で待っている ☐ 他の子どもより早く登校する ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる ☐ 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい ☐ 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	☐ 一人遅れて教室に入ってくる ☐ 授業の始めに用具が散らしている ☐ 忘れ物が多くなる ☐ 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない ☐ 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする ☐ ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる ☐ 正しい意見なのに冷やかされる ☐ 発表回数が少なくなり、発表意欲がなくなる ☐ 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる ☐ その子への配布物を嫌がる雰囲気がある ☐ 実験などの後片付けをいつもやらされている ☐ 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない ☐ 音楽の授業で歌えなくなる ☐ 内緒話をされている ☐ 不自然に机や椅子が離れている ☐ 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	☐ いつも一人でボツボツとしている ☐ 笑顔が見られずおどおどしている ☐ 特に用事がないのに職員室に来る ☐ 移動教室のとき、荷物を持たされている ☐ 格闘技や相撲などに来る回数が多くなる ☐ 保健室や相談室にも教室に戻りたがらない ☐ 授業が始まってからも教室に戻りたがらない	
給食時	☐ 机を寄せた席を作らない、または寄せても隙間がある ☐ 食べ物をいたずらされる（意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差など） ☐ 給食を食べない、食欲がない ☐ 早食い競争などをやられている ☐ 配膳を嫌がられている ☐ いつも片付けをさせられている	
清掃時	☐ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い ☐ 机や椅子が運ばれずに、放置されている ☐ 衣服が汚れたり、ぬれたりしている ☐ 清掃後、頻りに授業に遅れてくる	

-12-

帰りの会	☐ 持ち物がなくなったと、よく訴えに来る ☐ 服が汚れていたり、破けていたりしている ☐ 泣いている、または机に伏せたままである ☐ 自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れている	
部活動・クラブ活動	☐ 参加しないことが多く、表情も暗い ☐ 一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている ☐ ペアの練習で、いつも取り残される ☐ 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている ☐ 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りされたりしている ☐ 辞めたいなどの訴えがある ☐ 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある ☐ 道具を隠される ☐ 孤立している	
放課後から下校時	☐ 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている ☐ 机がひっくり返されたり、ロッカーが飛らされたりしている ☐ いつも教師に相談したように寄って来る ☐ 鞆や持ち物がなくなっている ☐ ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている ☐ 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つような内容の落書きをされている ☐ 皆の荷物を持たされている ☐ 迷い回して帰る ☐ 一人で帰る	
学校生活全般	☐ 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる ☐ 一人で隠れて仕事をしている ☐ ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる ☐ 無理に役員を押し付けられる ☐ 宿題や集金などの提出物が遅れる ☐ 一人の子の机や持ち物をさわろうとしない ☐ 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が見受けられる	

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント：

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



-13-

7

【資料2】早期発見のための家庭用チェックリスト（生徒指導ハンドブックNew I's p31）

【資料1】

家庭用いじめ発見チェックシート（詳細版）



1 起床から登校前

- ◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである
- ◇けだるそうな、疲れた表情である
- ◇いつもと違って朝食を食べようとしない
- ◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
- ◇学校に行くのを渋ったり、登校時の集合場所に行きたがらない

2 登校中

- ◇友達のを荷物を持たされている
- ◇一人で登校するようになる
- ◇遠回りして登校している
- ◇途中で家に戻ってくる

3 帰宅時

- ◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
- ◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない
- ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
- ◇いつもより帰宅が遅い
- ◇自転車や持ち物等が壊されている
- ◇学校の話をしなくなる
- ◇外出したげらない
- ◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある

4 夕食時から就寝まで

- ◇食欲がない
- ◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にいいないである
- ◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする
- ◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる
- ◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
- ◇買いたくえのない品物を持っている
- ◇メールをこっそり見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
- ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
- ◇家族の者と話をしなくなる
- ◇いじめの話をするとき強く否定する
- ◇弟や妹をいじめると、急に乱暴になったり情緒不安定になる
- ◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
- ◇普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする